

議案第43号

町田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正
する規則について

上記の議案を提出する。

2021年3月8日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

学校運営協議会の設置に伴い学校支援地域理事を廃止するため及び学習者用デジタル教科書の導入に伴い関係する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市立学校の管理運営に関する規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

学校運営協議会の設置に伴い学校支援地域理事を廃止するため及び学習者用デジタル教科書の導入に伴い関係する規定を整備するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

(1) 学校支援地域理事に関する規定を削ります。(改正前の第13条の4関係)

(2) 教科用図書代替教材に関する規定を加えます。(第19条から第21条まで関係)

(3) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

町田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

町田市立学校の管理運営に関する規則（昭和42年6月町田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(主幹教諭)</p> <p>第7条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（第12条及び第13条に規定する職員（<u>第13条の5</u>において「事務職員等」という。）を除く。）を監督する。</p> <p>4～7 略</p>	<p>(主幹教諭)</p> <p>第7条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（第12条及び第13条に規定する職員（<u>第13条の7</u>において「事務職員等」という。）を除く。）を監督する。</p> <p>4～7 略</p> <p><u>(学校支援地域理事)</u></p> <p><u>第13条の4 委員会は、地域における学校支援の機能を高め、効果的かつ円滑な学校運営を行うため、学校に学校支援地域理事（以下「理事」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 理事を置く学校は、スクールボード校と称する。</u></p> <p><u>3 理事の職務は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 学校支援ボランティア、地域住民、学校支援組織等と連携した学校支援に関すること。</u></p> <p><u>(2) 第17条の2第2項に規定する学校評価に関すること。</u></p> <p><u>(3) 市民及び保護者と職員との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>4 理事は、次に掲げる者のうちから、1校につき5人以上7人以下の範囲内において、校長の推薦により、委員会が任命する。</u></p> <p><u>(1) 学校支援ボランティア又は学校支援ボランティアコーディネーター</u></p> <p><u>(2) 保護者の組織の代表者</u></p> <p><u>(3) 地域住民その他の校長が必要と認める者</u></p>

(学校徴収金に関する事務処理)

第13条の4 校長は、学校職員及び保護者で構成する団体若しくは卒業生で構成する団体（以下これらを「学校関係団体」という。）又は保護者からの委任に基づき、次に掲げる経費等（以下「学校徴収金」という。）の収納、管理及び支出に関する事務を処理するものとする。

(1) 略

(2) 町田市立中学校の学校給食費等に関する規則（平成20年10月町田市教育委員会規則第13号）第2条第4号の学校給食費

(3) ・ (4) 略

2 略

(部活動)

第13条の5 略

(教材の使用)

第19条 学校は、法第34条第2項及び第3項（これらの規定を法第49条及び附則第9条第2項において準用する場合を含む。以下

5 校長は、理事で構成するスクールボード協議会（以下この条において「協議会」という。）を主宰する。

6 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 学校運営方針及び教育計画に関すること。

(2) 第17条の2第2項に規定する学校評価に関すること。

(3) 児童及び生徒の生活指導その他の諸課題に関すること。

(4) 家庭及び地域社会と学校との連携に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、学校運営の支援に関すること。

7 前各項に定めるもののほか、理事及び協議会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第13条の5 削除

(学校徴収金に関する事務処理)

第13条の6 校長は、学校職員及び保護者で構成する団体若しくは卒業生で構成する団体（以下これらを「学校関係団体」という。）又は保護者からの委任に基づき、次に掲げる経費等（以下「学校徴収金」という。）の収納、管理及び支出に関する事務を処理するものとする。

(1) 略

(2) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により保護者が負担する経費

(3) ・ (4) 略

2 略

(部活動)

第13条の7 略

(教材の使用)

第19条

同じ。)の定めるところにより、教科書に代えて法第34条第2項に規定する教材(以下「教科用図書代替教材」という。)を使用することができる。

2 学校は、教科書及び教科用図書代替教材以外の図書その他の教材(以下「補助教材」という。)で教育上有益適切なものを使用し、教育内容の充実に努めるものとする。

(教材の選定)

第20条 学校は、補助教材を使用する場合、第15条の規定により編成する教育課程に準拠し、かつ、次に掲げる要件を備えるものを選定するものとする。

(1)～(3)略

2 学校は、教科用図書代替教材及び補助教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担について特に考慮しなければならない。

(承認又は届出を要する教材)

第21条 校長は、次に掲げる教材を使用する場合には、使用開始期日30日前までに委員会の承認を受けなければならない。

(1)教科用図書代替教材

(2)教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用する教科用図書(以下「準教科書」という。)

2 校長は、学年若しくは学級全員又は特定の集団全員の教材として、次に掲げるものを継続使用する場合、使用開始期日14日前までに委員会に届け出なければならない。

(1)教科書、教科用図書代替教材又は準教科書と併せて使用する副読本、解説書その他の参考書

(2)略

学校は、有益適切と認められる教科書以外の図書その他の教材(以下「教材」という。)を使用し、教育内容の充実に努めるものとする。

(教材の選定)

第20条 学校は、教材を使用する場合、第16条により編成する教育課程に準拠し、かつ、次の各号の要件を備えるものを選定するものとする。

(1)～(3)略

2 前項に規定する教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担について特に考慮しなければならない。

(承認又は届出を要する教材)

第21条 校長は、教科書の発行されていない教科、科目の主たる教材として使用する教科用図書(以下「準教科書」という。)については、使用開始期日30日前までに委員会の承認を求めなければならない。

2 校長は、学年若しくは学級全員又は特定の集団全員の教材として、次のものを継続使用する場合、使用開始期日14日前までに委員会に届け出なければならない。

(1)教科書又は準教科書と併せて使用する副読本、解説書その他の参考書

(2)略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第13条の6第1項第2号

の改正規定は、公布の日から施行する。